平成２９年（フ）第２６２３号
大阪府富田林市寺池台１－５－10、住民票上の住所大阪市西成区松１丁目４番７号　川辺方（前住所）大阪市西成区松１丁目１番21号明和マンション２Ｆ１号
破産者　矢野　幸子
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７３４号
大阪府寝屋川市河北中町２番７号
破産者　上ノ坊美幸
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７８１号
大阪市淀川区十三東１－20－18－901、住民票上の住所大阪府寝屋川市対馬江東町10番５号
破産者　安本　隆治
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１７７号
大阪府池田市槻木町７番２号津田マンション402、前住所大阪府池田市大和町３番14号
破産者　市川　智恵
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５３７号
大阪市生野区小路３丁目18番５号シャトー村井105
破産者　美並　敏雄
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５３８号
大阪市生野区小路３丁目18番５号シャトー村井105
破産者　美並　由美（旧姓眞鍋）
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７１２号
大阪府東大阪市俊徳町５－９－10　ペディーハウス俊徳道、開始決定時大阪府東大阪市若江北町３丁目１番55号
破産者　生和熔工所こと　坂元　武利
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１４２号
大阪市淀川区西宮原１丁目７番７－1007号
破産者　酒井　義和
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６８２号
大阪市北区中津１丁目13番17－704号、前住所大阪市北区西天満４丁目13番５－813号
破産者　花組Ｓū こと　末**廣**　麗子
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７９４号
大阪市旭区新森１丁目４番33－607号
破産者　京橋市場こと　馬場　章彦
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７号
大阪府河内長野市木戸１丁目15番14－201号、開始決定時の住所大阪府河内長野市小山田町451番地の162　４－305号
破産者　植村　誠人
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８２号
大阪府松原市南新町１丁目13番８号、前住所堺市美原区太井691番地11
破産者　猪子　**靜**栄
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５７２号
堺市東区中茶屋77番地１　メイツ北野田404号、申立時の住所堺市東区草尾90番地４　サンモール田中303号
破産者　オートプロデュース　フリースタイルこと　髙橋　拓志
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６３１号
堺市堺区砂道町１丁１番14号、開始決定時の住所堺市北区百舌鳥赤畑町３丁185番地１エグゼプランシュス203号
破産者　青木　真路
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７２６号
堺市南区茶山台２丁３番１－405号、開始決定時の住所堺市南区原山台３丁１番４－503号
破産者　稲本　幸男
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８５４号
大阪府羽曳野市誉田７丁目１番５－501号
破産者　小坂　淳平
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８６８号
堺市堺区市之町東５丁１番４号
破産者　大京不動産こと　筒井　教之
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９１２号
堺市堺区御陵通５番17号　サンシャイン御陵303号
破産者　西原　智樹
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係